

第 20 回太子町農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和7年8月21日(木) 午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(13名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦

農地利用最適化推進委員(7名)

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

欠席委員

14 番委員 廣岡 正義(1名)

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 出田 貴樹
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第 20 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 7 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 20 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、1 番赤松光男委員及び 3 番新多恵委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 1 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請が 3 件、非農地証明願が 1 件となります。

議 長 まず、3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：152、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町老原[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：476 m²、太子町老原[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：442 m²、太子町老原[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：860 m²、太子町老原[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：39 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]となっています。

譲渡人は農地管理が困難なこと、譲受人は水稻面積を拡大したい思いとが合致したことで申請に至っています。譲受人は太子町内で 3,527 m²の農地を耕作しており、このたび取得する農地と合わせて 5,344 m²の農地を耕作していく予定です。

耕作機械については、トラクター、コンバイン、田植機を各 1 台所有しています。年間従事日数については、200 日従事し、今後、老原地区で予定しているほ場整備計画を了承しており、引き続き周辺地域に協力して、話し合い活動、取り決めに遵守して活動していくことを確認しています。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

松本委員

譲渡人 66 歳、譲受人 41 歳で、どちらも の在住の方で、申請地は になります。

今回は 4 筆を売買するということですが、現在、この 4 筆は が土地管理を行っています。譲渡人の ですが、10 年以上もこの土地を耕作できていなく、色々な人に管理をしてもらっている農地になります。農機具は所有しておらず、同居人の娘夫婦がいますが、その夫婦は農業経験がなく、申請地を手放したいという意向を持っていました。

一方、譲受人の は、小さい時からおじいさんの田んぼを手伝っていたので農業経験は豊富で、令和 4 年度、6 年度と農地を取得し、現在は 3527 m² の農地を所有しており、今後も農業を拡大してやっていきたいという思いがあり、今回の申請に至っています。

今回の申請地は、ほ場整備の地域であります。譲受人には了承を得ています。何も問題はなく、3 条申請の全ての条件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

(質問・意見なし)

議 長

この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同

(挙手多数)

議 長

賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議 長

次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：153、区域区分：市街化区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町鶴、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：314 m²、譲受人：、譲渡人：となっております。

現在、大阪に在住している譲渡人は、高齢により農地管理に困っていたため、不動産会社を通じて申請地を売り出していたところ、譲受人の母が自宅近くで畑をしたい思いがあり、農地を探していたものです。しかし、購入する農地が市街化区域にあり、高額であったため、息子である が購入し、母と二人で耕作する運びとなっています。母の自宅から徒歩 5 分、申請人の自宅からは車で 20 分程度の通作距離があります。

譲受人とその母は、新規就農者となりますが、過去に 10 年以上農作業の経験

があります。耕作機械については、耕耘機の購入を計画しています。取得予定の農地では、譲受人と母とで野菜を作付けする予定です。地域の話し合い活動等も参加し、取り決めに従い営農していくことを確認しています。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

長谷川委員 この申請地は斑鳩の北之町自治会の■■■■■にあり、周りを住宅に囲まれた市街化区域の畑地になります。譲渡人の■■■■■は大阪にお住まいで、高齢で土地を手放したい思いがあり、このたび売買により、譲受人の■■■■■と所有権移転の申請がありました。譲受人の■■■■■は姫路にお住まいなのですが、申請地の近くにお住まいの母親の■■■■■と一緒に自家消費用の野菜を栽培したいということです。母親の■■■■■は徒歩5分のところに家があり、これまで農業の経験は親せきの土地を借り40年ぐらい経験があります。

農業機械は、小型耕運機を購入予定です。土地の広さは314㎡ありますが、周囲に果樹、柿、いちじくなどが植えられており、大型機械、トラクターなどは必要ないと思われますので、小型耕運機などで十分耕作できるものと思います。本人の意欲も十分感じられますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：154、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町天満山■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：459㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっております。

譲渡人は、高齢のため農地管理に困っており、申請地の北側に農地を所有している譲受人が購入することで話がまとまり、このたび申請に至っています。譲受人は太子町内で4,002㎡の農地を農作しており、このたび取得する農地と合わ

せて 4,461 m²を耕作していく予定であり、さらに姫路市で約 1,000 m²の農地で野菜を作付けしています。

耕作機械については、トラクター、耕耘機、コンバイン、田植機を各 1 台所有しています。年間従事日数については、180 日従事しており、周辺地域の活動に引き続き協力して、地域の話し合い活動、取り決めに遵守して活動をしていくことを確認しています。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

菅原委員 農地は県道原勝原線の沿いになり、下太田交差点から [REDACTED]、渡辺歯科医院があり、その [REDACTED] なります。この農地は長い間、耕作放棄地となっていました。このたび、譲受人の [REDACTED] が該当農地に隣接する北側で田んぼを耕作していたため、譲ってほしいと交渉され、話合いがまとまりましたことで申請になりました。譲受人の [REDACTED] は、以前から知り合いですが、真面目に農業に取り組んでいますので、ご審議の方よろしくをお願いします

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：155、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 5 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町天満山 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：23 m²、太子町天満山 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：610 m²、太子町天満山 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：162 m²、太子町天満山 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：600 m²、太子町天満山 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：77 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]、転用目的：露天資材置場・露天駐車場敷地となっています。

譲渡人の方々の農地が山のふもとにあり、鹿等の被害で耕作しにくい農地であり農地管理に困っていたこと、譲受人は個人事業主であり、主に外構・土木の建設業を営み、建設資材や重機、仮設材などの保管場所を探していたところで双方の思いが合意したことで申請に至っています。

譲受人の経営実態等については、年間所得は[REDACTED]であり安定的な事業経営が確認できます。車両は8t ダンプ1台、9t ダンプ1台をリース、重機は油圧ショベルを自前で2台所有しています。

次に、事業計画図については、配置する資材の内容、数量、事業規模にあった配置図であり、また、重機などの車両の配置数も適正な配置図であります。よって、面積過大となる非効率な配置になっていないことから、適正なものであると考えています。

さらに、申請地は住宅が連たんする区域に近接しており、農地の規模が概ね10ha 未満ため、第2種農地と判定される見込みです。

なお、転用目的が露天資材置場・露天駐車場敷地であるため、都市計画法等の手続きは不要ですが、令和7年4月1日から兵庫県内全域が「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」に基づく地域に指定されたことで、盛土規制法の運用が開始となっています。申請地が500㎡超となっていることから、盛土規制法の許可の対象となっています。現在、姫路土木事務所に許可申請をしています。事務局からの説明は以上となります。

議 長

担当委員は説明をお願いします。

菅原委員

申請地は、県道原勝原線の沿いで下太田交差点から[REDACTED]になり、県道南側に位置します。譲渡人は4名で合わせて5筆となります。昨日、事務局から指摘があったのですが、当該地の境界線沿いに通路があり、その通路が全部農転により埋まったらどうするのかという話がありました。航空写真で確認すると、当該地の西側にまだ1枚の田んぼがあり、そこから山へ入る通路が確保できることがわかります。さらに、自治会長と農区長に確認したところ、西側の田んぼ及び南側にも農地があり、そこを通ることで山への出入りができると回答をもらいました。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

大西委員

今まで車両や資材等は、どこで運用、保管していたのか？

議 長

ただいまの質問について、事務局から説明をお願いします。

事務局 ダンプ 2 台、重機 2 台、資材等は、下請現場に置いていたことを確認しています。現場がない場合はどうしているのかと聞くと、元請けと下請けが一緒になって仕事をするため、現場が途切れることはなかったと確認しています。

議 長 他に何かございますか？

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、この案件についてと、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：156、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町佐用岡■■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積：816 m²、願出人：■■■■■■■■■■となっています。

願出地は、20 年以上前から農地としての様相を呈しておらず、隣接する周辺農地と比べて 1.5m 位高く、石垣が周りに施されている状態です。また、当該地は大きな石が混入されているうえ、取水、排水機能が失われており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると考えます。さらに、今後、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。現場において、農地でないことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

玉田委員 願出地の周りは水路がなく、水はけが悪く年中湿っているような状態で、昭和 47 年から土地の状態が耕作できる状態ではなかったことを確認しています。願出地の東側は、昭和 45 年頃から宅地への開発が始まり、西側は、東側の 2 期工事として造成工事がありました。現場状況は、瓦礫等が混在しており、今後、農地として利用は困難と判断できます。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (意見・質問なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第 20 回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第13条2の規定により署名する。

太子町農業委員会

議長
(会長)

前田俊春

議事録署名委員

(1番委員 赤松 光男委員)

赤松 光男

議事録署名委員

(3番委員 新 多恵委員)

新 多恵